

県公立高等学校入学者選抜学力検査受検者別得点の 中学校への提供について（実施要領）

〔平成24年10月22日 教育長決裁〕
高校教育課扱い

1 目的

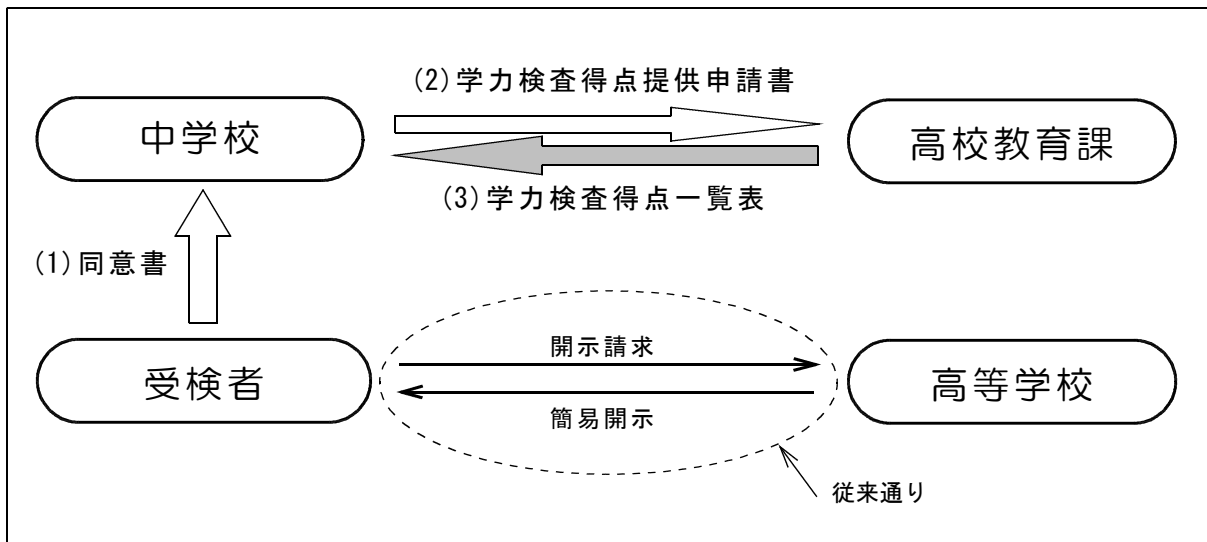
本県公立高等学校の入学者選抜における学力検査の受検者別得点を出身中学校（義務教育学校，中等教育学校及び特別支援学校を含む。）に提供できるようにし，中学校における進路指導や学習指導の活性化を図るとともに，中学生の進路実現に資する。

2 概要

- (1) 中学校長の要請に基づき，得点提供に同意した受検者の得点を，高校教育課から直接，当該中学校長に提供する。
- (2) 提供する得点は，鹿児島県公立高等学校入学者選抜学力検査における教科別得点及び合計得点（傾斜配点を行っている場合は，傾斜配点前の得点）とする。

3 手続

- (1) 得点提供同意の確認
本制度を活用する中学校長は，得点提供について，「同意書」（別紙様式1）の受領により，受検者並びにその保護者の同意を確認する。
同意書の配布に当たっては，受検者とその保護者にその趣旨を十分に説明する。
- (2) 学力検査得点提供申請書の提出
「同意書」の提出を受けた中学校長は，「学力検査得点提供申請書」（別紙様式2）を作成し，3月末日までに鹿児島県教育委員会（高校教育課長）あて提出する。
- (3) 得点の提供
高校教育課は，「学力検査得点提供申請書」を提出した中学校別に，得点提供に同意した受検者分の「学力検査得点一覧表」（別紙様式3）を作成し，当該中学校長あて送付する。



4 留意事項

得点提供を受けた中学校にあつては，得点情報について，本制度の目的を踏まえて，これを教育的に取り扱うとともに，秘密保持及び情報管理に十分配慮すること。

附則 この実施要領は，平成25年度県公立高等学校入学者選抜学力検査から適用する。

附則 平成30年12月4日一部改定

附則 令和元年5月1日一部改定